

富田林市保育所運営事業者選考等委員会 会議録（要旨）

開催日時：平成 25（2013 年）8 月 27 日（火）19：00～21：15

場 所：市役所地下 902 会議室

出席者：保育に関して見識を有する委員 2 名

事業予定者の財務及び法務に関して見識を有する委員 2 名

民生委員児童委員協議会から推薦された委員 1 名

保育所の保護者を代表する委員 3 名

事務局 4 名（子育て福祉部長、子育て福祉部次長代理、保育課長、保育課主幹）

会議記録

1. 開 会

事務局：議事に入る前に、本日の会議資料の確認をさせていただく。

本日の会議資料は、事前に送付させていただいた、富田林市民間認可保育所設置運営事業者募集要項（案）、募集に係る提出書類の一覧、提出書類一式（様式 1～様式 8）、提出書類の記載要領、事業者の審査基準（案）、市ウェブサイトの掲載（案）と、本日お配りした、第 1 回本委員会の発言要旨を記録した会議録である。

本日の会議資料は以上であるが、前回の会議でお願いした日程確認表はお持ちいただいているか。この場で一旦お預かりし、会議の最後に今後の日程を調整させていただくので、よろしく願います。

2. 議事

委員長：それでは、議事に入る。

前回の会議で、募集する保育所の条件や、事業者の応募資格などについて審議したが、その内容を事務局で整理し、募集要項（案）という形で今回提案された。

まず、この件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、富田林市民間保育所運営事業者募集要項（案）をご覧ください。

これは、前回ご審議いただいた内容を整理し、実際に募集をかける際に必要となる募集要項（案）という形で提案させていただいたものである。

前回、募集内容について、特に重点的にご議論いただいた項目として、応募資格を社会福祉法人に限定するのか、それとも多様な事業者にも門戸を開いていくのかということがあった。

ご議論の中で、いろんなご意見が出ていたが、できるだけ多くの事業者にエントリーしていただき、複数の中から事業者を選定できるように、応募資格の間口を広げていくとの方向性が見えたように思うので、その辺りを反映させていただいた。

また、新たに社会福祉法人を設置する場合の主たる事務所の所在地についても、富田林市内から少し範囲を広げ、かつ望ましいという表現にさせていただいた。

それでは、順に説明するが、前回の内容と重複する箇所がほとんどであるため、変更点を中心に説明させていただく。

まず、1の応募資格であるが、先ほど説明した通り、社会福祉法人だけではなく、多様な事業者もエントリーできるように、1)と2)の両方の条件を記載した。

1)は、社会福祉法人の応募に関する記載で、新たに社会福祉法人を設立する場合は、主たる事務所を富田林市内に置くこととしていたが、富田林市内もしくは周辺の市区町村という形で範囲を広げ、かつ望ましいという文言を付け加えた。

2)には、多様な事業者が応募する際の条件を記載している。

いずれにしても、3)に記載している、社会福祉事業に熱意と見識を有することや、保育所を運営するために必要な経営基盤を有すること、児童福祉法や児童福祉施設最低基準等の関連法令に適合することなどの条件を全て満たしていただく必要がある。

次に、2として、募集する保育所の条件等を記載しているが、待機児童が多い金剛地区もしくはその周辺に立地することや、定員は100人以上とすること、平成26年度中に運営を開始することなど、前回ご審議いただいた通りである。

なお、既存の民間保育所や新設の保育所の運営に支障をきたさないことに配慮し、適切な距離を保たれていることという立地に関する条件を、2)として追加した。適切な距離を具体的に明示していないが、隣接地や数10メートルという距離は避けたいと考えている。

次に、3の応募方法には、募集期間や説明会の開催に関すること、質問の受け付け方法などについて記載している。この項目については、前回提案していないので、後ほどご検討いただきたい。

4の選考方法には、実際どの程度応募があるのか分からないが、応募資格の間口を広げることで、応募者が多数あった場合、書類審査によって1次選考をした上で、その選考に通過した事業者のみプレゼンテーションとヒアリング審査を実施する場合もあるということを付け加えた。

5の運営事業者に対する市の支援等については、前回提案させていただいた通りである。

6のその他についても、1)と2)は前回の通りであるが、書類提出後に応募を辞退するということもあり得るので、その場合は書面による辞退届の提出を求めることを、3)として追加した。

4)として追加している応募者が複数に満たない場合、要するに1事業者のみの応募であった場合の扱いについて、再募集するのかわからないのか、前回の会議でも意見が分かれたところなので、後ほどご検討いただきたい。

7は募集スケジュールである。26年度中の開園と、来年3月までに建物工事の契約を済ませておかなければ補助金の対象にならないということから逆算すると、遅くとも今年11月中には、運営事業者を選定する必要があるため、これも後ほどご検討いただきたい。

8として、募集地域の周辺地図を新たに添付した。

6から8ページは、募集する保育所の条件等の別表であるが、前回提案させていただいた通りである。

以上、説明とさせていただきます。

委員長：それでは、前回の委員会の審議を踏まえて、事務局で作成していただいた募集要項（案）について、各委員のご意見をお聞きしたいが、まず私のほうから4の選考方法について意見を述べる。

1)に、この委員会において選考し、その結果を尊重し市が決定するとあるが、その結果を参考に市が決定するというほうが、この委員会の役割としては妥当な表現ではないか。

事務局：参考よりも、尊重としたほうが皆様方の意見が反映されると考えるが、そうすると責任も重くなるということもあるので、ご判断いただきたい。

委員長：以前、別のところでこのような委員会の位置付けが問われたことがある。審議会や委員会が出した結果を最大限尊重するという形で進められていたものが、それは主旨が違うのではないかという指摘があった。

事務局：では、参考にといいことで良いか。

各委員：それでお願いします。

委員長：新たに社会福祉法人を設立する場合の主たる事務所を富田林市内に限定していたものを、応募のハードルを下げるために、富田林市周辺の市区町村に範囲を広げ、かつ望ましいという文言を追加した件については、皆さんいかがか。

各委員：それで良い。

委員長：もう1点、応募者が複数に満たない場合、再募集するのかもしれないのかについて決めていきたいが、皆さんのご意見をお聞かせ願いたい。

委員：再募集するとなると、さらに2か月ほどかかると思われるが、それだけの時間的な余裕はあるか。

事務局：時間的な余裕はほとんどない。当然、開園も後ろにずれてくる。補助金の制度がどうなるか分からない中で、かえって社会福祉法人が応募しにくい状況になることも考えられる。

委員：元々、それほど応募が見込めない中で、再募集しても同じ結果になる可能性が高い。それであれば、適格か不適格かの二者択一になってしまうが、1者であっても審査してはどうか。

事務局：適格かどうかの審査をして、適格であれば認めるというやり方が良いのではと考える。不適格の場合は、再募集ということも考えられる。

委員：再募集となった場合、間口をさらに広げたり、応募しやすい手立てを取ったりすることはあるか。

委員：待機児童の解消は喫緊の課題ということであるから、応募資格や事務所の範囲であるとか、複数の事業者がエントリーできるように間口を広げる議論をしてきたが、どの辺りまでこの委員会の裁量でハードルを下げられるかといえば、土地を提供しますという

ことまで言えないわけで、再募集となった場合の条件の緩和は、市の方針によるところが大きいのではないかと。

委員：1者だと比べる材料がないので、どこが良いか悪いかの判断ができない。もちろん、早く保育所に入りたい人はいるだろうけれど、長い目で見たときに、しっかりと運営していただけたらいいと思わないといけないと思う。

委員：市では、応募の用途は立っているか。

事務局：具体的には掴んでいない。この委員会を立ち上げるといことは、市議会でも説明させていただいたが、事業者にはまだ発信できていない中で、実際に応募があるかどうかという不安は抱いている。

委員：1者だった場合、審査の中で不適格ということになれば、そこには絶対お願いしないという形になるか。無理矢理、お願いするということはないようにしていただきたい。

委員：例えば、この点がだめだったという場合、事業者に改善をお願いして、向こうが変更しますということで、それならばオッケーですとなって、いざ開園したときに、やはり守られていなかったということにならないのか不安を感じる。

事務局：市としても、保育の質を重視しているので、応募があればどんな事業者でも選んでいただきたいとは思っていない。

前回、みどり保育園を民営化したときも、その委員会が出された結論を附帯意見として付けた。その附帯意見をもって、法人と市の間で協定書を交わし、最終的に移管をした。明らかに不適格であれば問題外だが、少し足りない程度のものであれば、そういう方法もあり得ると考える。口約束だけで認めていくということはない。その基準をどこにおくかは、この委員会の議論の中での決定事項になる。

委員長：いずれにしても、1者だからハードルを下げて再募集となると、その1者にとっては納得できない話かもしれない。応募者が複数に満たない場合は、再募集することもあるという表現にしたとしても、再募集するかどうかを即座に判断できるかどうかといえ、難しい側面もある。

事務局：その辺りを突いてくる事業者も考えられる。一度、審査をした上でないと、再募集できないのではないかと。

委員長：それでは、再募集の件は少しおいて、審査基準（案）について事務局より説明いただき、その後再度考えていきたい。

事務局：それでは、審査基準（案）をご覧ください。

1枚目は、書類審査における審査基準である。評価の着眼点として、大きく7項目に分類し、さらに細かく30項目に分類している。それぞれの項目に5点ずつ配点し、合計150点となるような形にしている。事前にご覧いただいていると思うので、項目ごとの説明は省略させていただく。

2枚目は、プレゼンテーションとヒアリング審査における審査基準である。評価の着眼点として、5項目に分類し、各10点の合計50点としている。こちらは、項目を細かく分類していないが、ヒアリングの中で感じられた点数を10点満点で付けていただきたい。所見欄を設けているが、ここはメモ書き程度のものである。

これにより、書類審査が150点、プレゼンテーションとヒアリング審査が50点の合計200点満点で、最終的な判断の基準となる。

なお、これらの項目は、みどり保育園を民営化したときの審査基準を参考に、そこから民営化に特有の移管条件に関わる項目を外して、あとは配点や項目の文言を若干変えた程度である。

以上、説明とさせていただきます。

委員長：事務局より審査基準（案）について説明いただいたが、何かご質問はないか。

委員：保護者からすれば、財務内容などに点数を付けるのは難しい。

委員：私も事業者の中身のところは分からない。私たちは、職員体制などについて、募集する保育所の条件等の職員に関することの基準を満たしているかどうかを判断すれば良いのか。ただ、この基準に対して、提出された書類が適切な人数配置なのかどうか判断できるのかという不安もある。今、自分が預けている保育所との比較になってしまう。

委員長：今回、保護者という立場で参加していただいているので、実際に保育所に通われて、その保育水準や保育内容のどこが満足で、どこが不満なのかという辺りが審査の基準になると思われる。例えば、食育であったり、保育時間であったり、職員体制であったり、いろんな側面から日々実感されていることが基準になってくると思う。

財務内容の状況や、法令順守の観点などについては専門家がいるので、保護者の委員には、今通っておられる保育所と比較して判断するということを期待している。

実際のところ、財務内容については私もよく分からない。この辺りは、公認会計士の■■委員のお力を借りないと、私たちだけでは判断できない。

委員：それは構わないが、監査をするわけではないので、正直なところ提出書類だけで詳細な部分まで判断することは難しい。

ちなみに、募集する保育所の条件等に合致するかどうかは、市のほうで事前に確認いただけたらと思って良いか。

事務局：提出書類や記載内容の不備などは確認するが、別表として挙げている細かい項目を一つずつ確認することは考えていない。また、ここは開園した後でないと分からない部分もあるので、書類審査の中で判断していただきたい。

委員：募集条件は、最低限満たしておかなければならないと思っているので、これは事務局で最初にチェックしてほしい。

例えば、書類審査の事業者の基本姿勢の3番目に、長期間継続して保育所を運営する意思が見えるかとの項目があるが、提出書類にそれを書くようになっていない。それなのに、ここで点数を付けることはできない。予定でも構わないので、それを記載する箇所があって、はじめて審査できるのではないか。

委員長：他にも、募集条件の中に、既存建物を活用する場合、構造耐震指標が確保されていることとの記載もあるが、これなどは事務局のほうで見ていただかないと私たちでは分からない。確かに、委員ご指摘の通り、条件が最低限守られているかどうかは事務局で確認していただかないといけない。

委員：それを前提とした場合であっても、審査基準と提出書類が連動していなければ審査できない。少なくとも、この項目を審査するためには、どの書類で判断できるのかが分かるものでなければならない。

委員長：確かに、募集条件と連動した審査基準がベストである。提出書類に様式1から8まであるが、これらがどの項目に該当するのかを示していただく必要がある。

事務局：了解した。該当する箇所を入れた形で改めてお示しする。

それと、募集条件が満たされているかどうかについては、提出書類の形式的な確認の中で、記載があるのかないのかを見ていくという方向で考えたい。

各委員：了解した。

委員長：それでは、次に配点について審議する。

細かい項目が30あって、各5点の配点となっている。それを7つの大きな項目に分類し、事業者の基本姿勢が25点、保育内容が25点で、この2つで総点数の3分の1を占める。そして、保育サービスが20点、保護者・地域・市民との関係が15点、施設整備計画が20点、職員体制が20点、事業者の運営・財務内容が25点となっている。

この点数配分について、何かご意見はないか。

委員：5点ずつ平等に配点して良いのかという問題があつて、根本的に運営面の配点を高くするべきではないか。それと、保育所の運営であれば、この項目は最低この点数を超えなければならないという基準点が当然あるはずである。

委員長：150点中のどれくらいを合格基準とするかのラインを決めないといけない。一般的には、6割ぐらいである。

例えば今、財務内容が25点となっているが、何点以下は切るというやり方もある。トータルで6割を超えていても、ある項目の基準を満たしていなければ不適格とするやり方もある。大項目それぞれが6割を切ったらだめというところもあるし、トータルで6割を超えても、大項目の一つでも5割を切ったらだめだというやり方もある。

委員：私は、募集条件を満たしていれば、最低基準は超えていると思っている。この条件を一通り満たしていたら、まず不適格にはならないであろう。

そうすると、この審査基準の表はあくまで2者以上の応募があつたときの比較には有効だが、1者のときはあまり役に立たないのではないか。

それであれば、この基準を満たしているかどうかの審査をし、あとはプレゼンテーションを聞いて、人物を見て、問題がなければ適格とすれば良いと思っている。

委員：1者の場合、比較する必要がないから点数を付けなくても良いということか。

委員：1者では、採点する意味があまりないと思う。基準を満たしていない事業者は不適格となるし、逆に基準を全て満たしているのに不適格とする理由がない。

委員：あとは、経営理念や保育に対する考え方など、事業者の熱意が重要なポイントとなってくる。

委員：1者の場合は再募集するのかもしれないのかで変わると思う。

委員：確かに、再募集するのかもしれないのかで変わってくる。

私は、再募集せずに1者でも審査するというのであれば、一人一人が採点するのではなく、議論を尽くしてこの委員会の合議で採点し、適格か不適格かを判断するという方法が良いと思う。

委員長：いろんな課題が出てきた。まず、比較の上でないと、この審査基準はあまり意味がないという意見があった。しかし、必ずしも全て対比の中で判断しなければならない項目ばかりではない。項目によっては、1者でも十分採点できるところもある。

それと、合議の上で採点してはどうかということについて、私は結構大変かなという気がする。どうしても甘く点数を付ける人と、辛く付ける人が出てくるので、委員全員の採点の平均を取るというやり方をされているところもある。

委員：比較であれば、甘かろうが辛かろうが、個人の基準で採点していくのだからそれで良いと思う。

委員：点数を具体的に付けるか付けないかは別として、例え1者であってもこういう項目があつて、それをチェックするためのシートとしての機能はあるのではないか。確かに、1者の場合はトータルで見たほうが良いと思う。ただ、トータルで見るときに、こういうシートがあつても良いのかなと思う。

委員：その前に、1者の場合、再募集するかどうかを決めないといけない。

委員長：それでは、応募が複数に満たない場合の扱いについて、原案では再募集となっているが、日程的にも余裕がないということもあるので、仮に1者だった場合は、全ての項目について委員会の合議の上で採点し、委員全員で決める。全員で議論しながら、全員で点数を決めて、この委員会で合否を判断するということを担保した上で、審査の対象とすることで良いか。

各委員：それで良い。

事務局：それでは、募集要項（案）の再募集の項目は削除する。

委員：仮に合格者が出ない場合、再募集はあるか。

事務局：あり得る。

委員：その場合は再募集ということを、記載する必要はないか。

事務局：再募集するかどうかは市の判断になると思われるので、特に記載する必要はないと考える。

委員長：複数の場合の採点方法について決めておきたい。

やり方としては、各委員が独立して点数を付ける方法と、各項目においてその分野の委員の評価を聞いてから、各自点数を付けるという方法がある。

私の考えとしては、独立して点数を付けたものを集計して、最終評価にするというやり方は避けたい。できれば委員会の中で、この書類の見方はこうですよなどの情報交換をしながら、その議論を聞いた上で、まずは各自で点数を付ける。しかも、念のためにそれを中間点として、誰が何点を付けたか分からないように名前を伏せた状態で一覧表にし、それをもとに修正することもあり得る。そのほうがいろんな方の意見が反映されるのではないか。その上で、最終的な採点をするというような仕組みが良いと思うが、皆さんの考えはいかがか。

委員：それで良い。

事務局：それでは、審査基準（案）については、今のご議論を整理し、先ほどの審査基準と提出書類とを連動させる件に、配点の件も含めて練り直し、改めて提案させていただく。

各委員：了解した。

委員長：それまでに、各委員においても再度検討し、ご意見があれば事務局に連絡していただきたい。

それでは、次に募集要項のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、募集要項の4ページの運営法人募集スケジュールをご覧ください。

相当、タイトなスケジュールにならざるを得ない状況ではあるが、今年11月中旬に事業者を決定しようとする、運営事業者の決定通知は遅くとも11月下旬には出さなければならない。

ここから逆算すると、選考に係るプレゼンテーションとヒアリング審査が11月上旬、書類審査が10月下旬となる。

次に、応募の受け付け、すなわち募集期間であるが、今回の募集では土地から新たに確保していただかなければならないため、最低でも1か月間は必要と思われるので、9月中旬から10月中旬の期間で設定したい。

これでいくと、質問の受け付けが9月中旬、募集説明会も9月中旬には開催する必要がある。ただし、この説明会については、必ずしも開催しなければならないということもなく、期間を設け、窓口で個別対応という方法も考えられるので、会場の都合や全体のスケジュールの中で開催の有無を決めていきたい。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

委員長：今、事務局から日程の説明があったが、何かご意見はないか。

委員：質問を受け付けて、その答えは個別に回答するのか。それとも、全ての事業者に対して回答するのか。個別だと、微妙な質問の場合、回答が少しずつ変わってしまい、事業者によって捉え方が異なる恐れがある。

事務局：市のウェブサイトには保育所の誘致に関するページを新設して、質問の内容とその回答を全て掲載する予定である。

委員長：説明会は開催したほうが良いのではないか。個別対応といっても、いつ来るか分からない中で、対応が難しいのではないか。

事務局：そういうことも考えられるが、日程的なこともあって思案している。

委員長：それでは、日程についてはこの案で良いか。

各委員：それでお願いします。

委員長：スケジュールは概ねこの通りとさせていただき、具体的な日程の設定は、市の内部の調整も必要になってこようかと思われるので、事務局で改めて提案していただきたい。

事務局：了解した。

委員長：続いて、募集に係る提出書類と記載要領について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、提出書類の様式1から様式8をご覧ください。

これら全てを説明させていただくには、相当時間がかかるので、要点の説明とさせていただきます。

まず、前提として、全てにおいて社会福祉法人はもちろん、新たに社会福祉法人を設立しての応募や、多様な事業者も応募できるような様式にしている。

また、新築による設置だけでなく、賃貸物件の活用についても応募できる様式とした。それでは、様式を順に説明させていただきます。

様式1は、応募書類のかがみとなる保育所設置運営計画書兼事前協議書である。

様式2は、応募者の概要として、現在運営している社会福祉施設や、役員等の構成を記入していただくものである。

様式3は、理事長等の代表者、施設長の履歴書である。

様式4は、新たに設置する保育所の事業計画および運営方針等の概要として、応募の動機や保育に対する考え方、さらに年齢別の入所計画や職員の配置人数と構成を記入していただくものである。

様式5は、施設規模等の概要として、建築予定の土地・建物の所有形態や、保育室、遊戯室など各部屋の面積などを記入していただくものである。

これらをこと細かく記入していただくことで、応募事業者の保育に対する姿勢や保育内容、施設の規模などが分かるとともに、別表に掲げる募集条件がどこまで反映されているのかなどが分かるのではないかと思います。

様式6は、資金計画等の概要として、設置にあたっての自己資金や贈与金、借入金があるかないかなどを記入していただくものである。

様式7は、整備・運営にあたっての収支予算内訳書である。応募事業者の形態によって、様式は異なるのではないと思いますが、ここでは平成23年7月に制定された社会福祉法人の新会計基準にできるだけ合わせて記入していただきたいと考えている。この辺りは、私どもも十分理解できていないので、後ほどご教示いただきたい。

様式8は、既存の法人や保育所運営をされている事業者の中で、外部監査、第三者評価等を受けている場合に限って、その状況を記入していただくものである。

提出書類一覧は、これら様式の種類や、応募に必要な添付書類を記載したものである。

記載要領は、様式の記入方法や記入にあたっての注意事項、添付書類の詳細などを例示したものである。

以上、説明とさせていただきます。

委員長：それでは、募集に係る提出書類と記載要領について、皆さんからご意見をいただきます。

委員：様式2-2の役員等の構成に主な公職を記載する欄があるが、ここは現職のみか、それとも元職でも良いか。

事務局：現職と考えているので、注意書きに明記する。

委員：様式4-2の職員数の経験者の配置計画に、経験年数ごとの記入欄はあるが、未経験者や新卒者の記入欄がない。今は3年未満のくくりになっている。保護者の立場からすれ

ば、未経験の保育士がどれくらいいるのかということは、気になるところではないか。
特に、新設園は一度に大勢採用するので、表の下段に未経験者の欄を追加してはどうか。

事務局：了解した。

委員：保育士の配置基準だが、実際のところ4歳児30人に対して、保育士1人というのは少ないと思う。保護者としては、その辺りを園としてどのように充実を図るのかということが分かるような書類がほしい。子どもの安全を一番に見るので、最も関心のあるところである。

様式4-2の入所計画数のところに、0歳から5歳の年齢別の入所計画数を記入する表があるので、その下段に年齢別の保育士の配置数を記入する欄を設けてはどうか。

事務局：了解した。

委員：そういうところは、配点が高くて良いところだと思う。

委員長：様式3の履歴書は、理事や監事の全員に提出してもらうことが多い。今回、理事長等代表者と施設長の予定者だけとなっているが。

事務局：新設法人の場合、そこまで提出を求めるのは難しいのではないかとすることに配慮した。様式2-2のほうで、新設法人も含めて役員等の構成を記入していただくので、詳細は必要に応じて確認できると考えている。

委員長：理事や監事の方々の中に、どれくらい保育事業の経験者がいるのかということは大切である。

事務局：それでは、理事等履歴書という形で様式に追加する。

委員：様式4の中に、特別保育のことや食育についての考え方を記入するようになっているが、考え方だと漠然として分かりにくいのではないか。

事務局：「具体的に記入すること」というような文言を追加する。

委員長：様式7の収支予算内訳書だが、新会計基準の移行には猶予期間があって、まだ切り替えていないところもあるが、その辺りについて、専門家としてのご意見をいただきたい。

委員：私も個別の事案までは詳しく把握していないが、要は収支計算表であるから、若干変わっていても、事業費はどれくらいかなど分かる項目があれば問題ないと思う。

この他に、資料として、資金繰り表は求めているか。

事務局：特に、求めている。

委員：長期運営してくださいということであるから、資金繰りがきちんと回っていくことが分かる長期計画が必要である。余剰資金がどれくらいあって、どれくらいの余裕をもって運営していくのかを見る必要がある。できれば、年次の資金計画がほしい。向こう5年ぐらいの資金繰り表がないと分からない。その中で比較すれば、人件費は当然上がっていくはずなのに、上がっていないとなると、何かあるのかなということになる。これを見るためには、5年分くらいないと比較できない。

事務局：様式7では、25年度と26年度の2年分しか記入する欄がないので、例えばこれに27年度、28年度、29年度と追加すれば良いか。

委員：将来計画が分かれば良い。

事務局：それでは、様式7については、事務局でたたき台を作成し、先に■■委員にご確認いただき、そのあと改めて皆様方に提案させていただくということで良いか。

各委員：それをお願いします。

委員長：他に、何かご意見はないか。

委員：募集要項に戻るが、7ページの職員に関することの1番目が専任の園長となっているので、他の文言と統一するため、ここは専任の施設長のほうが良い。

事務局：了解した。

委員長：それでは、本日の議事については以上であるが、他に何かご意見はないか。

ないようなので、会議記録およびウェブサイト掲載（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：まず、本日お配りさせていただいた会議記録については、前回の会議の発言要旨を記録したものである。各委員においてご確認いただき、文言等の修正があれば9月4日までに事務局までご連絡いただきたい。文言等の修正後、市のウェブサイトにおいて公開する。

次に、ウェブサイト掲載（案）については、民間保育所の誘致に関する新設ページの案である。この中で、会議の進捗状況をお知らせしたり、事業者の募集をしたりするとともに、前回の会議で決定されたこの会議の非公開の理由と、委員名を伏せて委員構成のみを掲載する理由もあわせて掲載していく。

事前にご確認いただいているので、特にご意見がなければ、この内容で掲載させていただく。

各委員：これで良い。

委員長：それでは、最後に今後の会議日程について、事務局よりお願いします。

事務局：今後の会議は、応募事業者の書類審査やヒアリング、そして最終の選考を含め、10月に3回程度、11月に2回程度を予定している。

会議の冒頭でお預かりした日程確認表をまとめたところ、委員全員が空いている日は10月7日、8日、10日、21日、24日、31日、11月11日、14日、21日、25日、26日となっている。

委員長：月曜日は外していただきたい。できれば、木曜日にしてほしい。

事務局：木曜日となると、10月10日、24日、31日、11月14日、21日になるが、ちょうど5回と回数的にも合うので、この日に開催するというので良いか。

各委員：了解した。

委員：まだ先のことなので、どうしても行けなくなった場合はどうすれば良いか。

事務局：その場合は、ご連絡いただければと思う。全員出席が望ましいと思うが、1~2名の欠席はやむを得ないという判断をされれば、開催させていただきたいと考えている。

それでは、募集要項（案）等について、本日ご審議いただいた内容を整理し、修正した箇所を皆様方に早急に送付させていただくので、ご確認いただき再度修正があれば、事務局までご連絡いただきたい。

その後、最終案という形で、募集要項や提出書類等を送付させていただき、募集の準備に入っていきたいと考えている。

各委員：了解した。

事務局：最後に部長よりご挨拶申し上げます。

(部長挨拶)

3. 閉会